

令和8年(2026年)5月1日

指定障害福祉サービス事業者の指定取消について

大阪狭山市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下、「法」という。)に基づき、次のとおり指定障害福祉サービス事業者に対して、指定を取り消しました。

1 対象事業者

(法人名) 合同会社藤井寺介護の家
(代表者) 代表社員 松下 晃奈
(所在地) 大阪府藤井寺市東藤井寺町1-2番28号

2 対象事業所

(事業所名) G O E N
(所在地) 大阪府大阪狭山市狭山5-2-254-2-4
(事業種別) 就労継続支援B型
(事業所番号) 2719300820
(指定年月日) 令和4年6月1日

3 指定取消年月日(効力発生日)

令和8年4月27日

4 指定取消理由

(1) 人員基準違反(法第50条第1項第4号)

当該事業所のサービス管理責任者は、常勤でなければならないところ令和5年9月20日以降、サービス管理責任者を常勤で配置していなかった。

(2) 運営基準違反(法第50条第1項第5号)

当該事業所のサービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る一連の業務(アセスメント、サービス担当者会議の開催、利用者への説明、文書による同意、交付、モニタリング等)及び他の従業者に対する技術的な指導及び助言等を行わなければならないところ、令和5年9月20日以降の全ての利用者計29人分に係る個別支援計画について、自らの指揮の下、一連の業務を適切に行っていなかった。

(3) 運営基準違反(法第50条第1項第5号)

当該事業所の管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行い、従業者に対して必要な指揮命令を行わなければならないにもかかわらず、運営基準に従って適正な指定障害福祉サービス事業の運営をしていなかった。

(4) 不正請求（法第50条第1項第6号）

当該事業所は、令和5年9月から令和7年5月末日までの間、実際にはサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのように装った記録を作成し、26人分の訓練等給付費を不正に請求し受領した。

当該事業所は、令和5年9月20日からサービス管理責任者が常勤で勤務しておらず、人員基準を満たしていないにもかかわらず、人員欠如減算を行わず訓練等給付費を不正に請求し受領した。

当該事業所は、令和5年9月20日以降、サービス管理責任者の指揮の下、個別支援計画の作成に係る一連の業務を適切に行っていないにもかかわらず、個別支援計画未作成等減算を行わず訓練等給付費を不正に請求し受領した。

(5) 虚偽報告（法第50条第1項第7号）

当該事業所は、本市の監査において、令和5年9月以降のサービス管理責任者の勤務状況、個別支援計画の作成、利用者の利用状況に関し、不正請求を含む訓練等給付費の請求内容に合致するように虚偽の業務日誌、車両管理表、個別支援計画等を作成し提出した。

5 不正請求額

約 3, 500万円（他市3市。返還額は、支給決定を行った市町村が確定する。）

問い合わせ 広域福祉グループ（担当／平尾）☎0721-20-1199